

不利益処分個別票

所管局部課（担当）名 （電話番号）	教育委員会事務局 学校運営支援センター 事務管理担当（就学支援グループ） (06-6115-7641)
処分課（担当）名	同上
処分の名称	大阪市奨学金の支給の決定の取消し、支給停止又は減額
概要	大阪市奨学金の支給決定された奨学生が、下記の処分基準に該当した場合、奨学金の支給の取り消し、支給停止又は減額の決定を行い、既に支給している奨学金の返還を求めることがあります。
根拠法令等 及び条項	大阪市奨学金条例第7条、第8条、第9条 大阪市奨学金条例施行規則第13条、第14条 (https://www1.g-reiki.net/reiki37e/reiki.html)
処分基準	<p>1 奨学生が次の各号に掲げる場合のいずれかに該当するときは、奨学金の支給の決定の全部又は一部を取り消すことがある。</p> <p>(1) 虚偽の申請その他不正の手段により奨学金の支給の決定を受けたとき</p> <p>(2) 退学したとき</p> <p>(3) 大阪市奨学金条例第3条各号のいずれかに該当しない者となったとき</p> <p>(4) その他委員会が必要と認めたとき</p> <p>2 奨学生が次の各号に掲げる場合のいずれかに該当するときは、奨学金の支給を停止し、又は奨学金を減額することがある。</p> <p>(1) 正当の事由がなく履修学科を変更し、又は転学し、若しくは退学したとき</p> <p>(2) 学業成績が著しく不良と認められるとき</p> <p>(3) 性行が不良と認められるとき</p> <p>(4) 傷病その他の事由により成業の見込がないと認められるとき</p> <p>(5) 本市及び大阪府以外の者から第6条第1項に規定する費用の負担を軽減することを目的とする金銭の給付を受けることとなったとき</p> <p>(6) 前号に掲げる場合のほか、奨学金の支給が不必要となったとき</p> <p>(7) 休学その他の事由により、所定の支給額が不必要となったとき</p> <p>(8) その他委員会が必要と認めたとき</p> <p>〈参考〉</p> <p>・大阪市奨学金条例（抄） （奨学生の資格） 第3条 奨学金の支給を受ける者（以下「奨学生」という。）は、次の各号のいずれにも該当する者でなければならない。</p> <p>(1)本市の区域内に住所を有する者</p> <p>(2)市民税非課税世帯に属する者（「生活保護法による保護の基準」（昭和38年厚生省告示第158号）別表第7に定める高等学校等就学費の給付を受けている者を除く。）又はこれに準ずると教育委員会（以下「委員会」という。）が認める者</p> <p>(3)学業が優良で性行の善良な者</p> <p>・大阪市奨学金条例施行規則（抄） （支給の決定の取消し） 第13条 委員会は、条例第7条の規定により奨学金の支給の決定の全部又は一部を取り消したときは、その理由を付して、奨学生に対し、奨学金支給決定全部・一部取消通知書（第10号様式）を交付するものとする。</p> <p>（支給の停止又は減額） 第14条 委員会は、条例第8条の規定により奨学金の支給を停止し、又は奨学金を減額したときは、その理由を付して、奨学生に対し、奨学金支給停止・減額通知書（第11号様式）を交付するものとする。</p>
ホームページ	https://www.city.osaka.lg.jp/kyoiku/page/0000308343.html
備考	